

合併協定書

熊 本 市
城 南 町

熊本市、城南町の両市町は、平成20年1月に「熊本市・城南町合併任意協議会」を設置して合併協議をスタートさせ、同年10月には、地方自治法及び市町村の合併の特例等に関する法律に基づく「熊本市・城南町合併協議会」を設け、更に具体的な合併協議を重ねてきた。

各協議項目の調整にあたっては、お互い対等な立場に立って、これまでの両市町の歴史・伝統文化やまちづくりの歩みを尊重するとともに住民生活に急激な変化をもたらさないよう配慮されたものであり、ここに両市町の合併に関するすべての事項の協議が終了した。

よって本協定書は、合併協議の中で確認されたこれら諸事項の円滑な推進を目的に、ここに締結する。

なお、この協定書に記載のない協議項目については、熊本市・城南町合併協議会幹事会及び作業部会において協議した事務事業調査票における協議結果(調整方針)のとおりとし、合併後においては、住民サービスの低下など住民に不安を与えることのないよう取り扱い、この協定書に基づき、熊本市が引き継ぐものとする。

1 合併の方式

合併の方式については、下益城郡城南町を廃し、その区域を熊本市に編入する編入合併とする。

(付帯事項)

熊本市と城南町の合併は、両市町の歴史・伝統・文化やまちづくりの歩みを尊重しつつ、「対等な立場」「互助の精神」の理念のもと、「合併協議項目の調整方針」に基づく協議を行うことにより、両市町の一体的な発展と住民福祉の向上を目指すものとする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成22年3月23日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、熊本市とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置については、熊本市手取本町1番1号とする。

5 財産及び債務の取扱い

城南町の財産及び債務は、すべて熊本市に引き継ぐ。

ただし、減債基金を除く一般会計の基金については、合併直前における残高相当額を合併後に新設する基金に積み立て、城南地域における都市基盤整備等に充てるものとする。

6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項の規定による定数特例及び第9条第1項第2号の規定による在任特例は適用しない。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、それぞれの区域で農業

委員会を置き、次のとおり取扱う。

ただし、新市が政令指定都市に移行する際、見直し・再編を行う。

- (1) 農業委員会の選挙区及び選挙区の委員の定数については、現行のとおり継続する。
- (2) 農業委員会の委員の任期については、現行のとおり継続する。

8 地域自治組織等の取扱い

合併時に城南町の区域に「合併特例区」を設置する。

- (1) 名称は、城南町とする。
- (2) 設置期間は、合併の日から5年間とする。
- (3) 城南町合併特例区の規約については、別紙（案）のとおりとする。

9 地方税の取扱い

- (1) 城南地域に係る都市計画税については、政令指定都市移行が実現し、都市計画区域の線引きがなされた場合において、熊本市の例に統一する。

ただし、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき、合併の年度及びその後5年度は課税免除とする。

なお、城南地域に係る都市計画税の相当額については、城南地域における都市基盤整備等に要する費用に充てていくものとする。

- (2) 城南地域に係る事業所税については、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき、合併の年度及びその後5年度は課税免除とし、その後は熊本市の例に統一する。

なお、城南地域に係る事業所税の相当額については、城南地域における都市基盤整備等に要する費用に充てていくものとする。

- (3) 城南地域に係る法人市（町）民税については、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき、合併の年度及びその後5年度は不均一課税（現行の税率を採用）とし、その後は熊本市の税率（制限税率）とする。

- (4) 個人市（町）民税については、熊本市の例に統一する。

ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。

- (5) 固定資産の概要については、次のとおりとする。

ア 固定資産税については、熊本市の例に統一する。

ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。また、合併時に城南町工場等設置奨励条例に基づき指定を受けている企業等に

対する課税免除については現行のとおりとする。

イ 固定資産の評価方法については、平成24年度（または平成27年度）の評価替え時に熊本市の例に統一する。

(6) 入湯税については、熊本市の例に統一する。

1 0 一般職の職員の身分の取扱い

合併時に在職する城南町の一般職の職員は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条により、すべて新市の職員として引き継ぐ。

職員関係の制度については、熊本市の例に統一する。

職員の職位、給与等の処遇については、公正に取扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。

1 1 合併市町村基本計画

合併市町村基本計画については、「熊本市・城南町新市基本計画」に定めるとおりとする。

1 2 一部事務組合等の取扱い

宇城広域連合における城南町域にかかる事務の取扱いについては、合併の日から平成26年3月31日までの間、熊本市として加入する。

その間、処理する事務は、「ふるさと市町村圏計画に関すること」「消防に関すること」「し尿処理に関すること」「ごみ処理に関すること」「火葬場に関すること」とする。

1 3 使用料・手数料の取扱い

住民の一体性の確保や負担の公平の観点により、両市町で同一または同種の使用料・手数料については、原則として熊本市の例に統一する。

ただし、両市町のこれまでの経緯、実績等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行のとおりとするなど経過措置を設けるものとする。

1 4 公共的団体等の取扱い

新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの自主性を尊重するととも

に、これまでの経緯、実情等を配慮しながら公共的団体等の統合に努める。

15 補助金・交付金等の取扱い

両市町で同一または同種の補助金等については、原則として熊本市の例に統一する。

ただし、城南町独自の補助金等は、これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとする。

16 総務関係事業の取扱い

(1) 次の事業については、熊本市の例に統一する。

- ア 非常備消防（消防団）
- イ 消防補助金等
- ウ 防災無線

(2) 事務組織及び機構については、合併時に熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行う。

城南町については、区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたすことがないように適切な措置を講ずる。

(3) 消防団運営交付金については、熊本市の例に統一する。

ただし、婦人防火クラブに対する助成は、5年間現行のとおり継続する。

(4) 消防水利施設については、城南町が現在策定中の「消防水利施設整備計画」を踏まえ、新市が引き継ぐ。

(5) 城南町域にかかる常備消防に関する事務については、合併の日から平成26年3月31日までの間、宇城広域連合に加入する。

宇城広域連合脱退後、熊本市域と同等の消防体制の整備を行う。

(6) 城南町の投票区の区割りについては、当分の間現状のとおりとし、その後の取扱いについては、新市において見直しを検討するものとする。

(7) 入札事務（工事関係）については、5年間は現行制度を継続する。

ただし、指名参加願い及び資格審査（工事関係）については、熊本市の例に統一する。

17 企画財政関係事業の取扱い

(1) 次の事業については、熊本市の例に統一する。

- ア 所得税及び住民税の申告・相談

イ 広報紙の製作・発行

- (2) 慣行の取扱いのうち、市章、市の木・花・鳥・歌、都市宣言は、熊本市の例に統一する。名誉町民は、名誉市民として引き続き顕彰していく。
- (3) 税の納期及び納付書発送については、熊本市の例に統一する。
ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。
- (4) コンビニエンスストアでの市税収納については、新市の事業として継続する。
- (5) 軽自動車（原動機付自転車・小型特殊自動車）に係る標識交付及び廃車については、熊本市の例に統一する。
ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。
なお、城南町において交付済みの標識は、合併後も有効なものとし、熊本市の標識への交換は無料とする。

18 市民生活関係事業の取扱い

- (1) 次の事業については、熊本市の例に統一する。
 - ア 地域公民館（社会教育施設）への補助金
 - イ 自主文化事業
 - ウ 防犯灯設置補助金
- (2) 次の事業等については、5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。
 - ア 交通指導員の報酬
 - イ 社会教育関係団体（フレンドシップクラブ）への補助金
- (3) 町名・字名の取扱いのうち、熊本市の区域内の町名は現行のとおりとし、城南町の区域内の町名は「下益城郡城南町」を「熊本市城南町」に置き換え、現行の大字名から「大字」の文字を削除する。
- (4) 交通安全協会については、5年間は現行の活動費を維持するため助成を行う。その後は、熊本市の例に統一する。
- (5) 交通傷害保険については、熊本市の事業終了に伴い廃止する。
- (6) 社会教育関係団体（地域婦人会連絡協議会）への補助金については、5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いについては、関係団体で協議調整を行うものとする。
- (7) 地域コミュニティセンター運営・建設事業については、新市の事業として継続する。
- (8) 自衛隊父兄会補助金については、5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いについては、関係団体で協議調整を行うものとする。

- (9) 行政広報施設補助金については、城南町が町内自治会制度に移行するまでは現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。
ただし、マイク施設補助は、新市において協議・検討する。
- (10) 防犯協会については、熊本市の例に統一する。
ただし、防犯パトロール隊活動支援事業については、合併特例区の事業として継続する。
- (11) 行政区・区長組織等（行政連絡員制度）については、城南町の合併特例区設置期間の年度内を限度として現行を維持するものとし、その後熊本市の例に統一する。
- (12) 勤務時間外の対応については、熊本市の例に統一する。
ただし、勤務時間外の戸籍届けについては、当分の間、城南総合支所（仮称）でも受付を行う。

19 健康福祉関係事業の取扱い

- (1) 次の事業については、5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いについては新市において協議・検討する。
ア 骨粗しょう・前立腺がん・腹部超音波検診
イ 老人クラブ補助金
- (2) 国保料（税）率については、合併年度の次年度から5年間の負担調整期間を設け、段階的に熊本市の水準に近づけることとする。
賦課徴収方式については、合併年度の次年度から熊本市の例に統一する。
- (3) 介護保険料については、第4期介護保険事業計画（平成21年度～23年度）期間中は、それぞれの第4期の保険料額とし、第5期介護保険事業計画（平成24年度～26年度）から熊本市の例に統一する。
- (4) 地域包括支援センターについては、第5期介護保険事業計画（平成24年度～26年度）までは現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。
- (5) 熊本市優待証については、新市の事業として継続し、利用方法については、今後関係機関と協議・調整を行う。
- (6) 戦没者追悼式については、熊本市の例に統一する。
ただし、城南町遺族会補助金については、5年間現行のとおり継続する。
また、戦没者慰霊祭については、合併特例区の事業として継続する。
- (7) 身体障がい者自立支援事業については、熊本市の例に統一する。
ただし、障がい者福祉協議会運営費補助金については、5年間現行のとおり継続する。

- (8) 地域生活支援事業については、熊本市の例に統一する。
ただし、移動支援事業における放課後預り利用時の送迎については、当分の間現行のとおり継続する。
- (9) 高齢者福祉券交付事業については、5年間現行のとおり継続する。
- (10) 簡易水道組織・補助金は、合併までに県の認可を受けている組合については、公営水道が普及するまでの間補助対象とする。

20 子ども未来関係事業の取扱い

- (1) 次の事業等については、熊本市の例に統一する。
 - ア 歯科保健推進事業（フッ素塗布等）
 - イ ひとり親家庭等医療費助成事業
 - ウ 保育所特別保育事業（延長保育事業等）
 - エ 社会教育関係団体（子ども会育成者連合会）への補助金
 - オ 青少年育成会議
 - カ 青少年健全育成事業
- (2) 次の事業等については、5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。
 - ア 保育所特別保育事業（一時保育事業等）
 - イ 公立幼稚園保育料等
 - ウ 保育料
- (3) 次の事業については、当分の間現行のとおり継続する。
 - ア 延長保育（幼稚園での預かり保育）
 - イ 幼稚園給食
- (4) 乳幼児健診については、5年間現行のとおり継続する。その間、新市において5歳児健診の実施を含め、対象者及び健診内容の検討を行い、健診制度の再編を図ったうえで統一する。
- (5) 組織育成（母子保健）については、熊本市の例に統一する。
ただし、城南町の母子保健推進員に対する報酬については、3年間現行のとおり継続する。
- (6) 地域子育て支援センター事業については、5年間現行のとおり継続し、委託料等については今後検討する。
- (7) 母親クラブ補助金については、熊本市の例に統一し、現在、城南町で補助金を交付している2団体については、引続き補助対象団体とする。
- (8) 乳幼児医療費助成については、自己負担に関する制度（自己負担なし）は、5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。

ただし、支給方法は、合併時に熊本市の例（現物給付と償還払いの併用）に統一する。

- (9) 児童育成クラブ管理運営事業のうち、事業内容は現行のとおり継続し、運営費補助は、熊本市の例（児童育成クラブ運営費補助）に統一する。

2 1 環境保全関係事業の取扱い

- (1) 次の事業については、熊本市の例に統一する。
 - ア 合併処理浄化槽整備事業
 - イ 水質監視事業
- (2) 次の事業については、新市の事業として継続する。
 - ア 水資源有効活用促進事業
 - イ 新世紀漱石の森づくり事業
- (3) 次の事業については、熊本市として宇城広域連合に加入している間は現行のとおりとし、その後は熊本市の例に統一する。

ただし、城南地域の分別ごみ収集については、コンテナ収集の方法を継続する。

 - ア 廃棄物の処理及び清掃
 - イ ごみ収集事業

2 2 経済振興関係事業の取扱い

- (1) 農業振興地域整備計画変更については、両市町の計画を引き継ぎ、熊本市の見直し時期に合わせ、新市において調査・統合を行う。
- (2) 農区長制度については、新市の事業として継続する。
- (3) 水田農業推進協議会負担金については、現行のとおり継続しながら、関係機関と協議・調整を行うものとする。
- (4) 認定農業者協議会負担金については、5年間現行のとおり継続し、その間、関係機関と調整を図り、熊本市へ統合する。
- (5) 農地・水・環境保全向上対策事業については、現事業期間中（平成23年度まで）は、現行のとおり継続する。
- (6) 土地改良区運営費補助金については、5年間は現行の制度を維持し、その後の取扱いについては、土地改良区と協議のうえ調整を行うものとする。
- (7) 農業集落排水使用料については、合併時に熊本市の公共下水道の使用料金に統一する。
- (8) 農業集落排水受益者分担金については、熊本市の公共下水道受益者負担

金制度と同一の制度とする。

- (9) 工業活性化支援事業については、熊本市の例に統一する。城南町工業振興連絡協議会助成は、5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いについては、関係機関と協議・調整を行うものとする。
- (10) 企業立地促進事業については、熊本市の例に統一する。
ただし、合併時に城南町の条例に基づき指定を受けている企業等については、現行のとおりとする。
- (11) 中心市街地活性化事業に係る商工振興活性化補助金については、当分の間現行のとおり継続する。
- (12) 商工会補助金については、5年間は現行の制度を維持し、その後の取扱いについては、商工会と協議のうえ調整を行うものとする。

2 3 都市建設関係事業の取扱い

- (1) 次の事業については、熊本市の例に統一する。
 - ア 地方バス（補助金等）
 - イ 里道の整備
 - ウ 道路後退による後退部分の取扱い
 - エ 下水道使用料
 - オ 公共下水道受益者負担金
- (2) 市道の整備（幹線及び集落間道路）については、熊本市の例に統一する。城南町で整備中の路線は、幹線道路整備プログラムに取り入れる。
- (3) 市道の整備（集落内道路の新設・改良）については、5年間の経過措置を設定する。その後、熊本市の例に統一する。
- (4) 都市計画区域及び区域区分のうち、都市計画区域については、現行のまま引き継ぐ。
区域区分（線引き）については、合併後に政令指定都市となる場合に行い、同時に集落内開発制度の適用を行う。
- (5) 城南町中央土地区画整理事業に対する補助金に関しては平成23年度まで、事業資金貸付に関しては平成24年度まで制度（要綱）を運用する経過措置を設定する。その後の取扱いについては、事業の早期完了と組合の早期解散を目指し、必要な支援について組合と協議する。
- (6) 下水道事業については、平成21年度に城南町で策定する污水計画に基づき、合併後10年程度の完了予定で整備を進める。

2 4 教育関係事業の取扱い

- (1) 次の事業については、熊本市の例に統一する。
 - ア 通学区域（高等学校）
 - イ 各種大会（出場）補助金
 - ウ 人権教育（子どもフォーラムを含む）
- (2) 就学支援のうち、特別支援教育支援員配置については、5年間現行のとおり継続し、その後、熊本市の例に統一する。修学旅行特別支援については、熊本市の例に統一する。
- (3) 育英奨学金（育英事業）については、熊本市の例に統一する。
ただし、経過措置として合併時において城南町で受給している場合には、高校卒業まで交付金制度を継続する。
- (4) 社会教育関係団体（PTA連絡協議会）については、5年間の経過措置を設け、その間関係団体と協議・調整を図る。
なお、補助金については、5年を限度とし、組織の統一までは現行のとおりとする。
- (5) 施設整備計画及び管理運営方法（小中学校等）については、熊本市の例に統一する。
なお、城南町の施設整備計画については、新市の事業として継続する。
- (6) 城南町指定文化財については、市指定文化財として引き継ぐ方向で、熊本市文化財保護委員会に諮問する。管理方法については、経過措置を設定し、新市において検討する。
- (7) 学校給食調理場については、現行（自校方式）のまま引き継ぐ。
なお、給食費、物資購入及び献立作成については、5年間の経過措置を設け、その後熊本市の例に統一する。
- (8) 中学校校名については、関係機関の意向を踏まえ、協議・調整のうえ決定する。
- (9) 通学区域（小・中学校）については、校区は現状のまま存続し、指定校変更、区域外就学の基準は、熊本市の例に統一する。
- (10) 少人数学級については、新市の事業として継続する。
- (11) 体育指導委員の定数及び報酬については、5年間現行のとおり継続し、費用弁償は廃止する。
- (12) 各種体育施設の管理方法は、熊本市の例に統一する。料金（町外料金は廃止）は現行のとおり継続する。
- (13) 運動施設予約・案内システムについては、熊本市の例に統一する。
ただし、5年間は城南地域内の運動施設（学校体育施設を含む）について、旧城南町住民の先行予約を認める。

- (14) 図書館行事のうち、ブックスタート事業については、5年間現行のとおり継続する。また、童話発表会は、熊本市立図書館行事に統合し、その他の行事は継続する。

2 5 水道関係事業の取扱い

- (1) 城南町の地区営水道（簡易水道）については、町営化を目指し平成22年3月までに認可が取得できるよう努める。その事業は新市が引き継ぎ継続して取り組む。
- (2) 城南町中央地区簡易水道事業（町営簡易水道事業）については、平成25年度を完了予定とし、熊本市に引き継ぐ。
水道料金及び加入金は、熊本市の料金体系に統一する。
- (3) 未普及地域を含む上水道事業は、城南町で平成21年度に15年程度での整備完了を目指した計画の策定と国庫補助が得られるように努める。
この水道計画に基づき、住民の意向を踏まえながら新市が整備を行う。
なお、水質悪化地域の整備については、合併後早急に取組むものとする。

2 6 電算関係事業の取扱い

電算関係事業の基幹系システム、情報ネットワークシステムについては、熊本市のシステムに統合する。

別紙

城南町合併特例区規約（案）

（設置）

第1条 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第26条第1項の規定に基づき、合併前の下益城郡城南町の区域（以下「区域」という。）に合併特例区を設ける。

（名称）

第2条 合併特例区の名称は、城南町とする。

（設置期間）

第3条 合併特例区の設置期間は、合併の日から5年間とする。

（合併特例区の処理する事務）

第4条 合併特例区は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 区域におけるコミュニティ関連施策に関すること。
- (2) 区域における地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承に関すること。
- (3) 区域における地域教育支援事業に関すること。

（事務所の位置）

第5条 合併特例区の事務所は、合併前の下益城郡城南町大字宮地1050番地に置く。

（区長の任期）

第6条 合併特例区の長（以下「区長」という。）の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

（区長の権限）

第7条 区長は、合併特例区を代表し、その事務を総理する。

- 2 区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、合併特例区の職員のうち、区長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

（合併特例区協議会の構成員の選任等）

第8条 合併特例区協議会の構成員（以下「構成員」という。）は、区域内に住所を有し、かつ、熊本市議会の議員の被選挙権を有する者のうちから、熊本市長が選任する。

- 2 構成員の任期は、2年とする。ただし、欠員により構成員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 構成員の再任は、これを妨げないものとする。
- 4 熊本市長は、構成員がその職務に必要な適格性を欠くと認める場合又は心身の故障により職務の遂行に堪えられないと認める場合は、当該構成員を解任することができる。

(合併特例区協議会の会長及び副会長の選任等)

第9条 合併特例区協議会に、会長及び副会長各1人を置き、構成員の互選によりこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、構成員の任期による。

3 会長及び副会長の解任については、協議会で協議し、決定する。

(合併特例区協議会の組織及び運営)

第10条 構成員の定数は、16人以内とする。

2 合併特例区協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会及び臨時会とし、区長が招集するものとする。

3 会議は、構成員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議長は、会長が務めるものとする。

5 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 会議は、公開で行うものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、会議に諮り、公開しないことができる。

7 会議の議事は、出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

8 合併特例区協議会の庶務は、合併特例区の事務所において処理する。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、合併特例区の組織及び運営に関し必要な事項は、合併特例区規則で定める。

附 則

この規約は、合併の日から施行する。

調 印 書

熊本市と城南町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第3条第1項の規定に基づく熊本市・城南町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成21年7月6日

熊 本 市 長

岸 山 政 史



城 南 町 長

八 幡 紀 雄



特別立会人

熊本県知事

蒲島郁夫

立会人

熊本市議会議長

竹原孝昭

立会人

城南町議会議長

戸内敏

立 会 人

合併協議会委員

江藤正行

合併協議会委員

上村 恵一

合併協議会委員

村田政時

合併協議会委員

植村 米子

合併協議会委員

松村造酒夫

合併協議会委員

森 日出輝

合併協議会委員

永島 賢治

合併協議会委員

濱崎 哲彌

合併協議会委員

中山 亘

合併協議会委員

中沢 洋子

合併協議会委員

榎不野 史貴

合併協議会委員

西島 喜義

合併協議会委員

大 鷲 澄 雄

合併協議会委員

前 田 勝

合併協議会委員

梁 田 真一

合併協議会委員

東 家 武 子

合併協議会委員

小 下 孝 司

合併協議会委員

伊 島 健 士

合併協議会委員

村 上 征 吾

合併協議会委員

石 坂 敏 明

合併協議会委員

松 岡 鶴 男

合併協議会委員

岩 下 盛 起

合併協議会委員

櫻 山 隆 昭

合併協議会委員